これから住む街に、
あなたのことを
教えてください。

進学や就職などで引っ越しをされる方は、
原則これから住む、寮・アパートなどが新しい住所地になります。
忘れずに住民票を移しましょう。

住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。
上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。
住民票は、こういった行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！

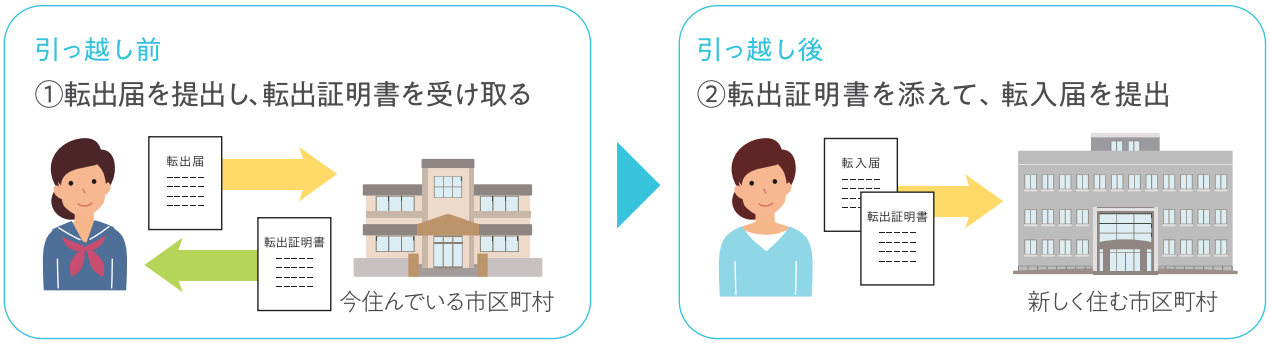

- 転入届は、転入した日から14日以内に提出してください。
- マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ちください。
- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きが可能です。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

住民票を移してから3ヶ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。
もし、3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないの？

そんなときは、不在者投票ができます。

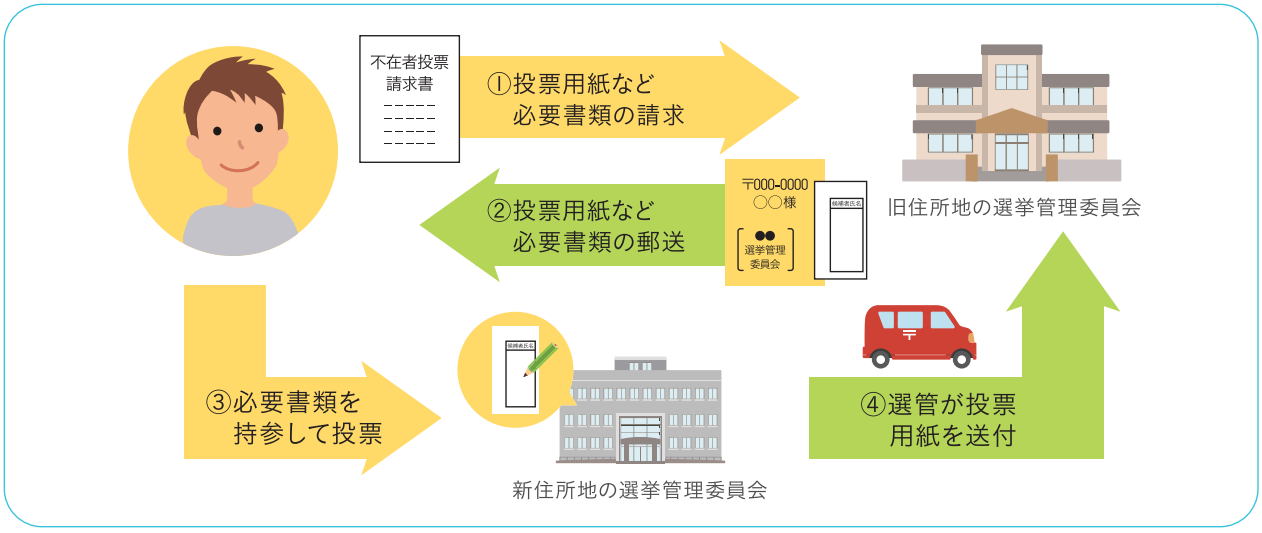

- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

詳細はこちら

Q 住民票を移したら、地元の「成人式」に出席できないの？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状の送付先の変更など事前に手続きが必要な市区町村もあるので、詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。